

(様式5 実施結果の公表)

桜川市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例（案）
のパブリックコメントの実施結果

令和6年7月26日

桜川市経済部商工観光課

■意見集計結果

令和6年6月3日から7月3日までの間、桜川市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例（案）について、意見募集を行なった結果、2人から7件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人 数
直接持参	1人
郵便	人
電子メール	1人
ファクシミリ	人
その他	人
合計	2人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

○条例全体について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	本事業の予算規模は、どの程度ですか。また、財源は何ですか。	1件	本事業は、条例制定のための業務となるため、予算は計上しておりません。
2	本条例では、財政支出を伴う施策として、事業者にどのようなことを行うのですか、支援金とか市土地譲渡などの具体的施策とその適用基準を条例に明記してください。	1件	本条例（案）は、理念条例と呼ばれるものであり、市が目指す理念や行動指針等を明確にするためのものですので、具体的政策とその適用基準は明記しておりません。それらについては、今後、本条例に基づいて策定される計画や施策の中で検討してまいります。
3	市民へのわかりやすい情報公開を含めた本事業の透明化を図るための条文を加えてください。	1件	本条例（案）は、理念条例であり、具体的な事業については、明記されておりませんので、本事業の透明化を図る内容については、記載せず、今後、検討する計画や施策の中で記載することとします。

○基本的施策について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	第4条(9)「～市長が基本理念の実現に必要と認める施策」においては、市長判断の妥当性の基準も示されずに、まるで、市長(行政)が条例(立法)をつくれるかのような内容で三権分立の考え方から逸脱しています。削除してください。	1件	市長が条例をつくれるといった内容ではなく、条例が具体的な施策すべてを網羅することが難しいと考え、第4条の第1号から第8号に掲げられているもの以外において、基本理念の実現に必要と認める施策を市長の裁量に委ねる旨を表記したものです。三権分立の考え方から逸脱しているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

○市民の理解及び協力について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	現状、様々な社内モラル・コンプライアンスの下に企業が存在している中であって、単に市内に存在していることをもって、第10条で「市民に『～協力するよう努めるものとする』」ことは「市民の内面(良心)の強制を伴う」条例となり憲法第19条に抵触するので削除してください。	1件	市民に『～協力するよう努めるものとする』については、目指すべき姿勢や方向性を示す意味であり、具体的な行動を市民に強制するものではありません。遵守されるか否かは市民の任意の協力に左右され、また、その達成度も市民の判断に委ねられ、市民自らの意思で中小企業とのつながりを持つことを奨励するものであることから、憲法第19条に抵触するものではありません。

○雑則について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「(雑則)第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」とありますが、市長権限が大きすぎ封建時代に逆行する考え方です。削除してください。	1件	市長が別に定めるといった表現は、施策を進めていく上で新たに必要となる具体的な運用方法であり、例としては、規則や要綱等は必要に応じて別に定めることとしたものですので、封建時代に逆行する考え方ではありません。

○条例以外に対してのご意見について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	建設関連業は地域に近くてはならない存在だと考えております。是非、市内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって本市経済の活性化を推進するため、本市が発注する公共事業については市内業者への受注機会の確保を念頭に置いて入札契約業務をお願い致します。	1件	本条例（案）に対するご意見ではなく、入札契約業務に関するご意見・ご要望とと思われますので、担当部局にご意見を伝達いたします。